

人工透析患者交通費助成事業

伯耆町に住所を有する人であって、人工透析で通院した人に対して、病院までの交通費の一部を助成します。

人工透析患者への通院費助成	
対象者	以下のすべてを満たす人 ・町内に住所を有する人 ・人工透析療法を受けるために医療機関へ通院する際に、自家用車又は公共交通機関を利用している人
対象でない人	他の制度で交通費助成を受けている人 (例)・病院での交通費助成 ・伯耆町で行っている外出支援サービスの利用者
助成額	月額3,000円を上限とする交通費実費
申請に必要なもの	・申請書 ・通院に要した費用の領収書 ・人工透析療法通院証明書 ・振込先口座のわかるもの(通帳等)



▲伯耆町
ホームページ



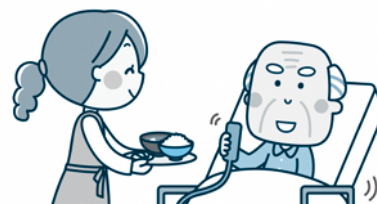
問い合わせ先 健康対策課 健康増進室 0859-68-5536

家族介護用品購入費を助成します

在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、介護用品と引き換えができる引換券を交付します。

対象者 次のすべての条件を満たしている人を介護している家族の人

- 要介護認定において要介護4または要介護5と判定された人
- 在宅で介護を受けている人
- 市町村民税が非課税世帯の人(別居の家族が介護している場合は、その世帯も市町村民税非課税である必要があります。)



支給額 月額7,000円

※申請月からの引換券を交付しますので、申請はお早めに!

支給対象となる介護用品 大人用紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て介護用手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど



申請に必要なもの 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)

申請先 健康対策課高齢者支援室または分庁総合窓口課



▲伯耆町
ホームページ



問い合わせ先 健康対策課 高齢者支援室 0859-68-5535